

定 款

経営基本規程

No. 1000

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社広済堂ホールディングスと称する。

2. 英文では、KOSAIDO Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業およびこの関連事業を営むことならびに下記の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 組版、製版、印刷、製本及びこれらに関連する各種加工並びにその製品の販売、梱包、発送
- (2) コンピュータに関する各種ソフトウェア並びにデジタルコンテンツの開発、作成及び販売
- (3) コンピュータ機器及びコンピュータ関連機器の貸与及び販売
- (4) 情報技術による情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (5) インターネットその他の媒体を活用した通信販売事業
- (6) インターネット等のネットワークを利用した商品売買システム等の設計、開発、決済、運用
- (7) 施設、催事等の企画、運営管理及びこれらに関連する展示、内装、外装、電気装飾、建築の設計、施工並びに関連製品の展示販売
- (8) 映画、テレビ、DVD、インターネット等における各種映像ソフトの企画、編集、制作並びにその製品の販売
- (9) 企業内教育・研修・セミナー等あらゆる人材教育に関する企画、運営
- (10) 求人求職に関する各種媒体・サービスの企画、開発、運用
- (11) 広報・宣伝・販売促進を目的とする情報及び媒体の企画、編集、運営並びにその製品の販売
- (12) 環境改善及び環境保全に関する技術の開発及び製品の販売
- (13) 動産の賃貸並びに不動産の売買・賃貸の管理

- (14) 絵画・美術工芸品の売買及び賃貸
- (15) ゴルフ会員権の販売及びゴルフ場の経営
- (16) 出版事業
- (17) 広告代理業
- (18) 有料職業紹介事業
- (19) 労働者派遣事業並びに業務請負事業
- (20) ライフスタイル、資産運用、終活に関する情報提供サービス及びコンサルティング
- (21) 火葬場、斎場の経営及び運営
- (22) 前各号に付帯関連する調査、研究開発、評価・認証及びコンサルティングの受託
- (23) 前各号の営業を行う者に対する投資
- (24) 前各号に付帯関連する製品の販売
- (25) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(株式の総数、単元株式数、及び自己株式の取得)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、9,513万株とする。

2. 当社の単元株式数は、100株とする。
3. 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、臨時株主総会、その他必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(招集者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、イン

ターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってする。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。

取締役が任期中に退任したときは、補欠選任を行う。

ただし、法令の定めによる員数を欠かない限り、補欠選任を延期し、又は、これを行わないことができる。

(取締役の選任)

第18条 取締役は株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任

取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会決議の省略)

第 22 条 当社は、会社法第 370 条の規定により取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(社外取締役の責任限定契約)

第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし各監査役の同意を得なければならない。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第 25 条 代表取締役は取締役会の決議により定める。

(役付取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(常勤監査役)

第29条 常勤監査役は監査役会の決議により選定する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の職務)

第31条 監査役は、法令の定めるところにより、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の権限)

第33条 監査役会は、監査報告書の作成、会計監査人の選任に関する議案の同意、その他法律に定める権限を有するほか、その決議によって、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(社外監査役の責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

制定	平成11年10月1日
改正	平成12年6月29日
改正	平成13年6月28日
改正	平成14年6月27日
改正	平成15年6月27日
改正	平成16年6月29日
改正	平成17年6月29日
改正	平成18年6月29日

改正 平成 19 年 6 月 28 日
改正 平成 21 年 6 月 26 日
改正 平成 22 年 6 月 29 日
改正 平成 24 年 6 月 28 日
改正 平成 26 年 6 月 27 日
改正 平成 27 年 6 月 26 日
改正 平成 28 年 6 月 29 日
改正 2021 年 10 月 1 日